



富山県立新川みどり野高等学校

第 6 回

# 同窓会総会

総会資料の議事については、8月26日（木）に行われた役員会にて、承認されました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度の総会は中止と成り、個人情報を除いた総会資料を新川みどり野高等学校ホームページに掲載して会員につたえることとなりました。

<http://www.midorino-h.tym.ed.jp/>

# 新川みどり野高等学校 同窓会 役員会

1 同窓会長 挨拶

2. 学 校 長 挨拶

3. 議 長 選 出

4. 議 事

(1) 平成30年度～令和2年度会務報告および会計決算報告

①会務報告

総務主任

②会計決算報告

事務長

③会計監査報告

監査委員

(2) 令和3年度以降の役員について

①役員選出

会長

②役員代表挨拶

副会長

(3) 令和3年度以降の事業案および予算案について

①事業案

総務主任

②予算案

事務長

(4) 第6回総会について

総務主任

(5) 今後の同窓会について

総務主任

5. その他

6. 閉会の挨拶

副会長

# 平成30～令和2年度 会務報告

平成30年8月11日（土）

同窓会役員会

平成30年8月11日（土）

同窓会総会

平成30年9月19日（水）

同窓会入会 新入会員2人（普通科2人）

平成31年2月28日（木）

同窓会入会式举行 新入会員35人（普通科33人 福祉教養科2人）

令和元年9月18日（水）

同窓会入会 新入会員1人（普通科1名）

令和2年2月28日（金）

同窓会入会式举行 新入会員29人（普通科28人 福祉教養科1人）

令和2年9月23日（水）

同窓会入会 新入会員1人（普通科1人）

令和3年2月26日（金）

同窓会入会式举行 新入会員30人（普通科28人 福祉教養科2人）

# 平成30・31・令和2年度 同窓会会計 決算書

富山県立新川みどり野高等学校同窓会

## 【収入の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
会 費	240,000	196,000	△ 44,000	卒業生入会金 平成30年度 37名 74,000円 平成31年度 30名 60,000円 令和 2年度 31名 62,000円
繰 越 金	218,356	218,356	0	前年度から繰越
雑 収 入	44	9,299	9,255	懇親会残余金
合 計	458,400	423,655	△ 34,745	

## 【支出の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	残 額	摘 要
会 議 費	10,000	4,400	5,600	同窓会入会式役員用昼食
事 務 費	10,000	0	10,000	
印 刷 費	30,000	22,442	7,558	はがき印刷代
通 信 費	97,000	97,458	△ 458	総会案内用 往復はがき
総 会 費	40,000	12,450	27,550	総会会場使用料
卒業記念品費	30,000	25,250	4,750	卒業証書用筒（学校名入り） 等
周年行事費	150,000	150,000	0	創立20周年記念行事用積立 3年
予 備 費	91,400	0	91,400	
合 計	458,400	312,000	146,400	

収入決算額 423,655 円

支出決算額 312,000 円

差引残額 111,655 円（次年度への繰越額）

## 会 計 監 査 報 告

令和3年8月24日、25日の両日、新川みどり野高等学校にて  
会計監査2名により、平成30・31・令和2年度富山県立新川み  
どり野高等学校同窓会会計及び同窓会周年行事会計について監査を  
行い、帳簿、証拠書類、通帳が整備され、適正であるとの報告を受  
けました。

# 令和3年度以降 事業案

令和3年9月21日（火）同窓会入会式

令和4年2月28日（月）同窓会入会式

令和4年度以降は日時未定

## 令和3・4・5年度 同窓会会計 予算書

富山県立新川みどり野高等学校同窓会

### 【収入の部】

(単位：円)

科 目	予算額	前回予算額	増 減	摘 要
会 費	180,000	240,000	△ 60,000	入会金 2,000円×卒業生 90人
繰 越 金	111,655	218,356	△ 106,701	平成29年度から
雑 収 入	24	44	△ 20	預金利息
合 計	291,679	458,400	△ 166,721	

### 【支出の部】

(単位：円)

科 目	予算額	前回予算額	増 減	摘 要
会 議 費	5,000	10,000	△ 5,000	役員会等経費
事 務 費	5,000	10,000	△ 5,000	事務用品等
印 刷 費	25,000	30,000	△ 5,000	総会案内印刷
通 信 費	115,000	97,000	18,000	総会案内用往復はがき 780枚×@126円 郵便切手
総 会 費	20,000	40,000	△ 20,000	総会諸経費
卒業記念品費	30,000	30,000	0	卒業証書用筒(学校名入り)
周年行事費	90,000	150,000	△ 60,000	創立30周年記念行事用積立 (年 30,000円×3年)
予 備 費	1,679	91,400	△ 89,721	
合 計	291,679	458,400	△ 166,721	

## 卒業生累積数

	実数	累積数
平成13年度前期	0	0
平成13年度後期	1	1
平成14年度前期	3	4
平成14年度後期	1	5
平成15年度前期	0	5
平成15年度後期	49	54
平成16年度前期	4	58
平成16年度後期	39	97
平成17年度前期	2	99
平成17年度後期	41	140
平成18年度前期	5	145
平成18年度後期	51	196
平成19年度前期	5	201
平成19年度後期	46	247
平成20年度前期	5	252
平成20年度後期	43	295
平成21年度前期	5	300
平成21年度後期	37	337
平成22年度前期	6	343
平成22年度後期	45	388
平成23年度前期	3	391
平成23年度後期	45	436
平成24年度前期	6	442
平成24年度後期	42	484
平成25年度前期	2	486
平成25年度後期	23	509
平成26年度前期	3	512
平成26年度後期	31	543

	実数	累積数
平成27年度前期	2	545
平成27年度後期	34	579
平成28年度前期	1	580
平成28年度後期	39	619
平成29年度前期	4	623
平成29年度後期	32	655
平成30年度前期	2	657
平成30年度後期	35	692
平成31年度前期	1	693
平成31年度後期	29	722
令和2年度前期	1	723
令和2年度後期	30	753



## 新川みどり野高等学校同窓会会則

第1条 本会は富山県立新川みどり野高等学校同窓会と称し、事務局を富山県立新川みどり野高等学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の充実発展に寄与する。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 会員名簿の発行（適時）
- (4) その他 本会の目的に即する諸事業

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 富山県立新川みどり野高等学校卒業生
- (2) 賛助会員 富山県立新川みどり野高等学校旧職員及び現職員

第5条 本会には次の役員を置き、任期は3カ年とする。ただし再選は妨げない。

- (1) 会長 1名 副会長 若干名 会計監査 2名 理事 各年度1名  
委員 各クラス1名 顧問 若干名
- (2) 長は総会において選出する。
- (3) 会長・会計監査・顧問は会長が委嘱する。
- (4) 理事は3年次の委員の中から1名選出する。
- (5) 委員は3年次の各クラスから1名選出する。

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務の運営を統轄する。なお本会の事務運営については、その管理を学校長に委任する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代行をする。
- (3) 会計監査は会務及び会計の状況を監査し、その結果を総会で報告する。
- (4) 理事はこの会の運営及び会計にあたる。
- (5) 委員は会長の指示によって、同窓会事業の推進にあたる。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じる。

第7条 総会は次のとおりとする。

- (1) 総会は3年毎の8月に開催する。

第8条 役員会（委員を除く）は会長が招集し、必要に応じて下記の事項について協議する。

- (1) 予算案編成及び決算の承認
- (2) 事業計画、役員改選、その他必要な事項
- (3) 総会開催に関する事項

第9条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって当てる。

- (1) 正会員は入会に際し、会費として2000円を卒業時に前納する。なお、必要に応じて経費を徴収することがある。
- (2) 本会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

第10条 本会の会則は、役員会（委員を除く）において出席の3分の2以上の同意により改正できる。

附則

- ・ 本会の会則は平成16年3月5日から実施する。
- ・ 本会発足以前の卒業生は、本会発足と同時に入会したものとし、会費は本会設立のため供託された金額をもって当てるものとする。
- ・ 平成24年8月5日 会則一部改正